

求職中の貧困・困窮者に対する支援態勢の強化について

～11月下旬に予定している「ワンストップ・サービス・デイ」の実施及び
年末年始の貧困・困窮者支援対策の強化に向けてのご協力のお願い～

雇用対策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成21年10月23日、政府の緊急雇用対策本部（本部長：内閣総理大臣、事務局長：細川厚生労働副大臣）において、「緊急雇用対策」が策定されました。今回の対策は、現下の厳しい雇用失業情勢の中で、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、急がれる対策を早急に実施するものです。

本対策の中で、「緊急支援アクションプラン」＜貧困・困窮者支援＞として、求職中の貧困・困窮者が再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにするため、国、地方自治体等の関係機関の協力の下、利用者が、一つの窓口で必要な各種支援サービス（雇用・住居・生活支援）の相談・手続きができるよう、実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化に取り組むこととしております。

具体的には、

- ① 東京、大阪、愛知等のハローワークにおいて、11月30日（予定）に、各種支援サービス（雇用・住居・生活支援）の相談・手続きを一括して行う「ワンストップ・サービス・デイ」を試行実施
- ② 試行実施結果を踏まえて、より広範囲のハローワークにおける「ワンストップ・サービス・デイ」の定期開催、年末年始の開催を検討
- ③ 年末年始の生活総合相談

等の対策を推進することとしております。各都道府県におかれましても、本対策の趣旨をご理解いただき、以下のような対策の実施につき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、特定少数の自治体に過度の負担が生じぬよう、実施自治体の選定に

配慮するとともに、当該自治体において財政負担が生じる場合には、所要の財政措置についても検討してまいります。また、実施に際しては、各地域の実情も踏まえ、「ワンストップ」としての実効があがる取組となるよう、調整を図りながら進めていく考えであります。

一 「ワンストップ・サービス・デイ」の実施に際しての、管内の福祉事務所の担当職員（住宅手当、生活保護）や保健所の担当職員（こころの検診）、社会福祉協議会等の担当職員のハローワークへの派遣協力

二 年末年始の生活総合相談、必要な住居を喪失した離職者等の一時入居施設（シェルター）の借上げ等の実施

三 離職者向けに活用可能な公営住宅等のハローワークへの情報提供

各都道府県知事におかれましては、何卒、こうした趣旨にご理解を賜りますとともに、管内市町村のご協力も賜りますよう各自治体への連絡方ご配慮を宜しくお願い申し上げます。

各都道府県知事 殿

平成21年10月30日

副総理 菅 直人

（緊急雇用対策本部長代行）

総務大臣 原口一博

（緊急雇用対策本部副本部長）

厚生労働大臣 長妻 昭

（緊急雇用対策本部副本部長）

国土交通大臣 前原誠司

（緊急雇用対策本部副本部長）

※ 同様の文書を各政令市長、各中核市長、全国知事会会長、全国市長会会長、指定都市市長会会長宛に送付